

熊本地震復興基金事業による支援事業と休日相談会

宅地復旧支援事業

被害を受けた宅地・擁壁・建物(傾斜修復工事)などの復旧に かかる費用の一部を補助

支援対象

熊本地震発生時に、戸建住宅/アパートおよびマンション(賃 貸・分譲)/併用住宅(住宅の用に供する部分)の用途に使用され ていて、被害を受けた宅地など(地震後に購入したものは除く) 対象となる工事

- ・のり面の復旧工事・擁壁(土留め)の撤去復旧工事および修復
- ・地盤の復旧工事(陥没への対応)・住宅基礎の傾斜修復工事 (ジャッキアップ工事)
- ・液状化再度災害防止のための地盤改良工事

補助額(上限633万3千円)

対象工事費から50万円を控除した額の3分の2

注意事項

- ・事業は令和4年3月31日までを予定していますが、令和2 年3月31日までに事前届け出をしていないと、補助を受け ることができません。
- ・既に支援事業の申請をしている人は、事前届け出は不要です。

私道復旧支援事業

公道と集落を結ぶ生活道路である私道の復旧にかかる費用の 一部を補助

支援対象要件

- ・一般交通の用途に使用されている
- 公道に接するものである
- 幅員が概ね 1.8 位 以上である。
- ・所有者の異なる住宅が連担して2戸以上建ち並んでいる
- 集落などで維持管理している
- ・復旧費が50万円以上である

まずは相談にお越しください。

対象となる工事

支援対象私道の被災箇所の原形復旧に要する費用

補助額(上限 1,000 万円)

対象工事費の2分の1

共同墓地復旧支援事業

共同墓地の復旧にかかる費用の一部を補助 支援対象

地域の住民が共同で設置し、自ら管理する共 同墓地で納骨堂または墓石が2基以上あること ※地方公共団体、宗教法人、公益財団法人や個 人が経営主体の墓地は対象外

対象となる工事

- ·共有部分(通路、外構擁壁、水道設備、納骨 堂など)の復旧工事
- ・共有部分または他所有者の区画に倒れた墓石 の移設工事または撤去工事

※個人の墓石などの損壊部分は補助の対象外

補助額(上限 1,000 万円)

対象工事費の2分の1

地盤改良工事支援事業

町内で被災した住宅を解体し、町内の土地に 住宅を再建する際、地盤調査の結果、地盤改良 が必要となった土地の地盤改良工事にかかる費 用の一部を補助

補助額(上限20万円)

対象工事費の2分の1

雑種地等復旧支援事業

被害を受けた雑種地等で道路・水路など、公 共物に接する箇所の復旧にかかる費用の一部を 補助(地震後に購入したもの、50万円未満の工 事を除く)

※雑種地等とは…住宅地以外の用途に使用され ていた土地(農地や市街化調整区域の山林は 除く)

補助額(上限500万円)

対象工事費の2分の1

これらの事業に対する、休日相談会を開催 休日相談会について します。相談時には、被災状況のわかる写真 や、地盤調査結果報告書をお持ちください。対象となるかわからない人も、

日時 **1**月**26**日(日) 午前9時~正午

場所 役場仮設庁舎南館1階 復旧事業課 宅地復旧係

平日は、午前9時~午後5時 の時間で相談を受け付けている のはもちろん、毎週木曜日は午 後6時15分まで相談を受け付 けています。

間復旧事業課 宅地復旧係

286 - 3224

